

神奈川大学 横浜キャンパス部室利用取扱要綱

- 第1条 この取扱要綱は、神奈川大学横浜キャンパス課外活動部室（以下、部室という）の利用に関する取扱事項について定める。
- 第2条 部室を利用できる者は、本学公認または準公認の課外活動団体（以下、団体という）とする。ただし、学生生活支援部長が学生生活支援委員会の議を経て利用を認めた団体については、この限りではない。
- 第3条 部室の利用期間は4月1日から1年間とし、毎年度これを更新できる。
- 第4条 部室の利用に関する取扱部署は、学生生活支援部所管とし、各部室の利用責任者は、原則として当該団体の部長、顧問とする。
- 第5条 部室の利用に関しては、良識ある行動をとり、次に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 部室の利用時間は、原則として利用が禁止された日以外の午前6時から午後11時までとする。
 - (2) 前号で定められた利用時間以外に利用するときは、別に願い出て許可を受けるものとする。
 - (3) 部室利用許可願に記載した目的以外の用途に利用しないこと。
 - (4) 飲酒・喫煙をしないこと。
 - (5) 火気を使用しないこと。
 - (6) 部室に宿泊しないこと。
 - (7) 学外者や部外者を立入らせないこと。
 - (8) 施設の改装等を無断で行わないこと。
 - (9) その他、部室の利用に関する学生生活支援部の指示を厳守すること。
- 第6条 前条各号に規定する事項に反したとき、学生生活支援部は、部室の利用の停止または許可の取り消しをすることができる。
- 第7条 部室の利用の停止または許可を取り消された団体は、すみやかに利用を停止し、部室を返還しなければならない。
- 第8条 利用者が故意又は重大な過失により滅失、破損、もしくは甚だしく汚損したときは、その損害を弁償しなければならない。
- 第9条 この取扱要綱の改廃は、学生生活支援委員会の議を経て行う。

附則

この取扱要綱は平成9年4月1日から施行する。

附則

この取扱要綱は平成17年3月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この取扱要綱は令和2年4月1日から施行する。

神奈川大学湘南ひらつかキャンパスクラブハウス利用取扱要綱

- 第1条 この取扱要綱は、神奈川大学湘南ひらつかキャンパスクラブハウス（以下、クラブハウスという）の利用に関する取扱事項について定める。
- 第2条 クラブハウスを利用できる者は、原則として、本学学生及び本学学生によって組織された課外活動団体とする。
- 第3条 クラブハウスは、次の施設により構成される。
- (1) 部室
 - (2) 和室
 - (3) リハーサル室
 - (4) ミーティングルーム
 - (5) シャワー室
 - (6) 洗面・洗濯室
- 第4条 部室を利用できる者は、本学公認または準公認の課外活動団体（以下、団体という）とする。ただし、学生生活支援部長が学生生活支援委員会の議を経て利用を認めた団体については、この限りではない。
- 第5条 部室の利用期間は4月1日から1年間とし、毎年度これを更新できる。
- 第6条 クラブハウスの利用に関する取扱部署は、学生生活支援部所管とし、各部室の利用責任者は、原則として当該団体の部長、顧問とする。
- 第7条 部室の利用に関しては、良識ある行動をとり、次に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 部室の利用時間は、原則として利用が禁止された日以外の午前6時から午後10時までとする。
 - (2) 前号で定められた利用時間以外に利用するときは、別に願い出て許可を受けるものとする。
 - (3) 部室利用許可願に記載した目的以外の用途に利用しないこと。
 - (4) 飲酒・喫煙をしないこと。
 - (5) 火気を使用しないこと。
 - (6) 部室に宿泊しないこと。
 - (7) 学外者や部外者を立入らせないこと。
 - (8) 施設の改装等を無断で行わないこと。
 - (9) その他、部室の利用に関する学生生活支援部の指示を厳守すること。
- 第8条 前条各号に規定する事項に反したとき、学生生活支援部は、部室の利用の停止または許可の取り消しをすることができる。
- 第9条 部室の利用の停止または許可を取り消された団体は、すみやかに利用を停止し、部室を返還しなければならない。
- 第10条 和室、リハーサル室、ミーティングルーム等を利用する場合は、所定の施設利用許可願により、学生生活支援部が許可する。

第11条 和室を合宿の際の宿泊施設として利用する場合は、次の各号により、学生生活支援部が許可する。

- (1) 利用希望者は、所定の期日までに「湘南ひらつかキャンパスクラブハウス（和室）利用許可願」を提出のうえ、手続きを行い、学生生活支援部の許可を得ること。
- (2) 合宿の際は、部長又は顧問を責任者とする。
- (3) 原則として、手続き後の合宿の取り消し、期日及び人員等の変更は認めない。
- (4) 和室を合宿の際の宿泊施設として利用する場合は、学生生活支援部の指示を厳守すること。

第12条 クラブハウスの利用に関しては、第7条を準用するものとし、違反したと認められる場合、学生生活支援部は利用の中止又は許可を取り消すことができる。

第13条 利用者が故意又は重大な過失により、クラブハウス内の施設、備品等を破損、滅失、もしくは、甚だしく汚損したときは、その損害を弁償しなければならない。

第14条 この取扱要綱の改廃は、学生生活支援委員会の議を経て行う。

附則

この取扱要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附則

この取扱要綱は、平成15年2月5日から施行し、平成14年7月1日から適用する。

附則

この取扱要綱は、平成17年3月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この取扱要綱は、令和2年4月1日から施行する。